

認定番号	01P-073-04
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	鉄建建設株式会社
作業所名	JV武生トンネル作業所
作業所所在地	福井県越前市向新保町 11-8-1
工期(自)～(至)	平成 27 年 3 月 13 日～平成 32 年 12 月 10 日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事
工事概要 (120 字以内)	本工事は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)延伸事業において、北陸新幹線高崎起点 44km900m～444km460m(延長 L=2,560m)間の武生トンネル(延長 2,470m)、補強土橋台(1 基)及び土路盤(延長 90m)を施工するものある。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①現場事務所



②現場休憩所



③送風機



現場事務所と現場休憩所にエアコンを設置することによって適正な温度状況が維持されている。また、現場は坑口に送風機を設置し、トンネル坑内に送風することでトンネル坑内も適正な温度状況が維持されている。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①熱中対策応急キット、熱中飴、経口補水液 ②熱中症現場周知会



熱中症対策応急キット、熱中飴、経口補水液を現場詰所に常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしている。また、熱中症に対する周知会を実施し作業員に熱中症への理解をしてもらっている。

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

該当なし。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 注意喚起機器類

①WBGT警報機器



WBGT警報機を使用し、熱中症指数を計測して注意喚起を行っている。

■施策(二) 注意喚起機器類

②火薬放送設備



発破作業の合図を放送することで、周知及び退避させている。

■施策(三) 作業通路の確保

③現場内の通路



標識やロープ等を設置し、作業通路を確保している。

【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 作業ヤード舗装



作業ヤードを舗装し、視環境に配慮している。また、粉じんの防止もできている。

■施策(二) 集塵機の設置



トンネル坑内に集塵機を設置し、トンネル内の空気環境に配慮している。

■施策(三) 防音扉の設置



坑口に防音扉を設置することで、発破音及びトンネル坑内の騒音を抑制し音環境に配慮している。

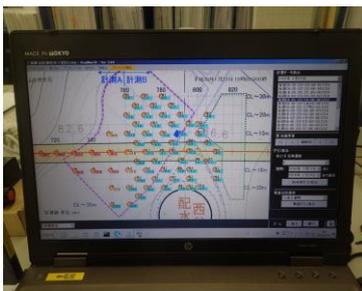
【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 地表面自動計測



地表面自動計測により、離れた現場事務所からPCで確認でき省人化が図られている。

■施策(二) トータルステーション



トンネル掘削の自動計測により、職員が毎回測量に行く必要がなくなり省人化が図られている。

■施策(三) 現場詰所のネットワーク構築



現場詰所でネットワーク構築することで、現場詰所でも業務を行うことができ業務時間短縮につながった。

【審査項目⑦】 《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 現場詰所の休憩室の畳敷き



作業員の休憩室に畳を敷くことで、休憩の際に横になれるため心身ともに休むことができる。

■施策(二) 除雪用ペイローダの貸与



積雪が多いため、除雪用ペイローダを貸与することで除雪作業への労力の低減されている。

■施策(三) 作業員の防塵マスク入れ



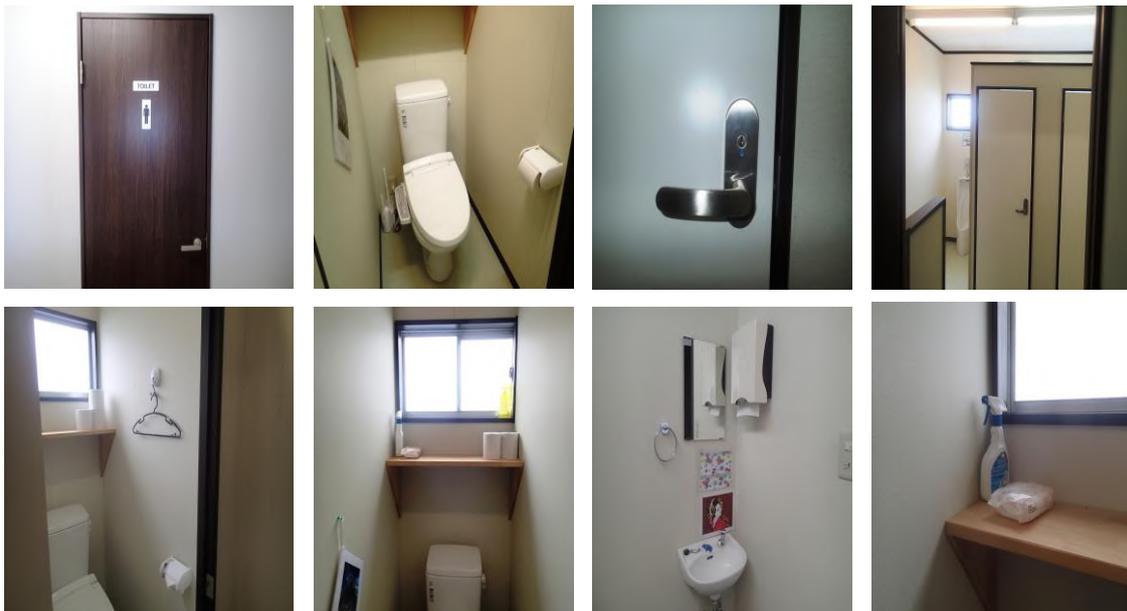
作業員各自の防塵マスクを収納する棚を設置し、清潔面において配慮している。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

男性用トイレ



女性用トイレ



男女ともに水洗・ウォシュレット機能付洋式便座を設置している。

女性用トイレ入り口に識別できる標示を行っている。

【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①現場詰所 休憩室



②現場事務所 休憩室

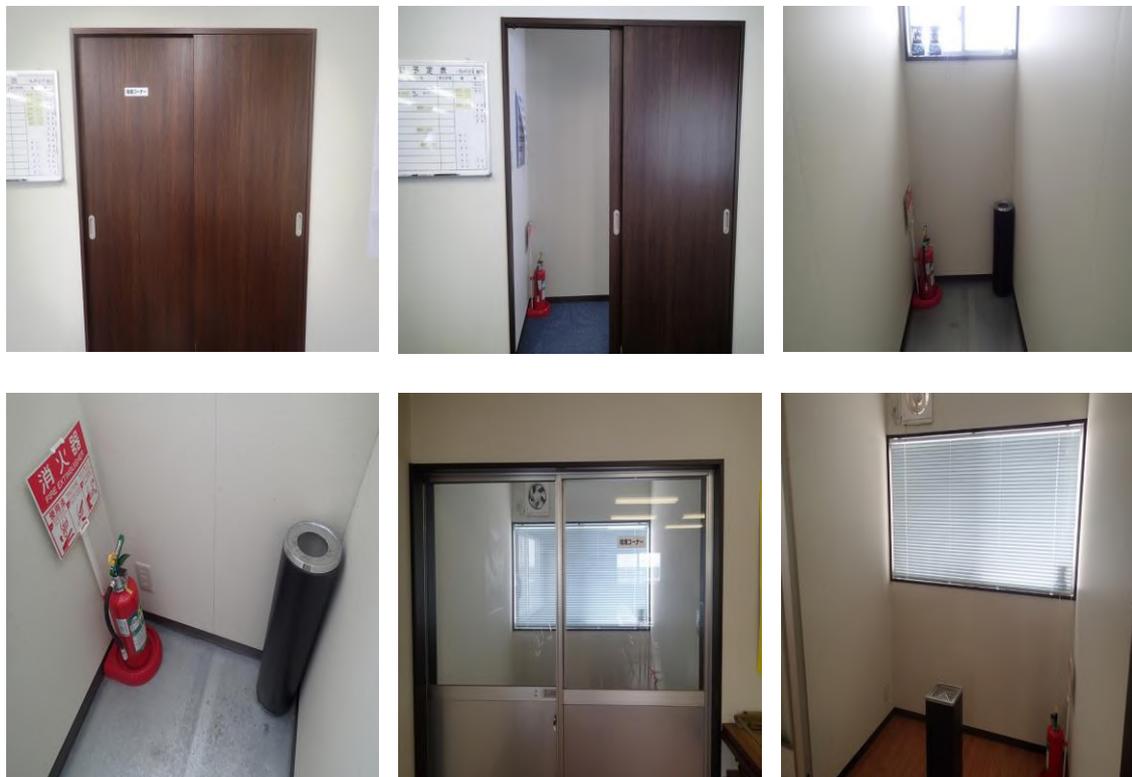


③現場詰所 休憩室



現場事務所及び現場詰所の休憩室に冷暖房設備を設置している。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》
喫煙室の設置など、分煙対策をしていること



事務所及び打合せ室に喫煙所を設置し、分煙対策を行っている。

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫
シャワー室等の洗身施設を設置していること



現場事務所に浴室を設置し、衛生保持を図っている。

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) エアーシャワー



トンネル坑内から休憩室に入る前にエアーシャワーにて粉塵を除去する。

■施策(二) 長ぐつ洗浄機



現場内で汚れた長ぐつを手軽に洗える。

■施策(三) 仮眠室



仮眠室を設置している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一) 洗面所



洗面所を設置している。

■施策(二) 更衣室



男女別の更衣室を設置している。

■施策(三) 鍵付きロッカー



鍵付きロッカーを設置し各個人で使用している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四) 自販機



現場事務所の横に自販機を設置している。

■施策(五) 食堂



現場事務所に食堂を設けている。

■施策(六) 電子レンジ



食堂に電子レンジを設置している。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)



契約前に確認、周知・指導している。また、安全協議会の際にも周知を徹底し指導を実施している。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること



建退共制度適用標識シールを現場事務所及び現場詰所に掲示している。
また、安全協議会の際に、建退共への加入の周知を実施している。

【審査項目⑩】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①数値目標 : 月80時間以下

②目標達成のための取り組み方法 : 労働時間管理システム(PCログを管理)

現場閉所(月1回)

代休の取得

職員の月間休暇予定表の作成

③目標に対する達成度 : 現時点で毎月80時間以下を達成している。

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

- ・着工日が平成28年12月1日以前の場合
→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績
- ・着工日が平成28年12月1日より後の場合
→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6		
平成29年 1月	7		
2月	6		
3月	6		
4月	7		
5月	6		
6月	6		
7月	7		
8月	6		
9月	6		
10月	7		
11月	6		
12月	7		
平成30年 1月	6		

【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 有給休暇の取得促進のための環境整備

- ①具体的な数値目標 : 年間5日の計画有給休暇の完全取得
- ②目標達成のための取組み方法 : 年度始めに年間の計画有給休暇の取得予定表を作成し、長期休暇時に取得するようにしている。
- ③目標達成度 : 取得率 100%

■施策(二) 定時退社推進のための環境整備

- ①具体的な数値目標 : 毎週水曜日は、定時退社する。
- ②目標達成のための取組み方法 : 労働時間管理システムによる労働時間の管理
1週間単位で残業の申請することにより、作業所長が確認し、定時退社を促す。
- ③目標達成度 : 80%

■施策(三) 代休の確実な取得のための環境整備

- ①具体的な数値目標 : 4週6休以上
- ②目標達成のための取組み方法 : 職員の月間休暇予定表作成し、確実に代休が取れるようシフトを組む。
- ③目標達成度 : 取得率 100%

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

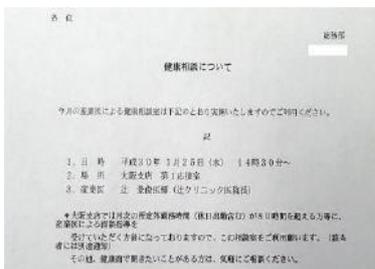
①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 協議会パトロール



連絡協議会パトロールを実施している。

■施策(二) 健康相談



毎月支店にて、産業医による健康相談を実施している。(掲示板に掲示)

■施策(三) メンタルヘルス



年1回ストレスチェックをインターネットにて実施している。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

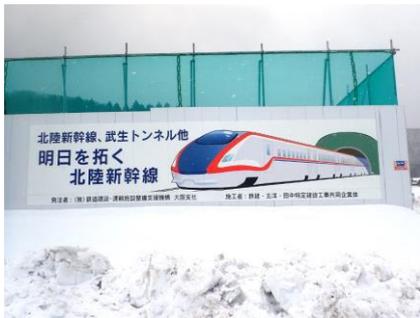
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 仮囲い



3mの万能板に加えて上部に防塵ネットを全周に設置し、粉じん対策をしている。

■施策(二) 北陸新幹線の看板



仮囲いに北陸新幹線の看板を設置し、イメージアップを図っている。

■施策(三) 地元見学会



地元小、中学生及び地域住民を対象として、現場見学会を実施している。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	0
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	1
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

11

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y:

24

総合計:

35

認定基準
32 ≤ 快適職場(プラチナ)
28 ≤ 快適職場

・⑦:「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。